

令和 5 年第 12 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 5 年 12 月 20 日（水）午後 2 時 00 分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第33号	農業振興地域整備計画の変更に係る協議について	1件
議第34号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	2件
議第35号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第24号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	1件
報第25号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について	5件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和 5 年第 12 回農業委員会総会を開会する。本日は、欠席者は無く 15 名出席。従って農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第 9 条第 1 項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、12 番 若尾 武彦委員、14 番 長江 弓子委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第 33 号「農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程する。議第 33 号について事務局より説明願う。

事務局 多治見市から農業振興地域整備計画の変更について協議の申し入れがあったもの。今回は農用地区域の除外を行うもの。除外地番は大針町字塩井戸 612 番、423 ㎡。これにより農用地区域面積が 120.266ha から 120.2237ha に変更となるもの。

事務局 各筆調書について説明する。■■■■■■■■の土地について。除外理由は隣接する■■■番■及び■■■番において自動車販売業を営む転用事業者が、事業の用に供するため、車両置き場として業務上不可欠な施設であるため。土地所有者は■■■■■■■■■■番地の■、■■■■■。転用事業者は■■■■■■■■■■番地の■、(株)■■■■■■■。農業公共投資の実施については、有。■■土地改良区事業で昭和 46 年度～昭和 53 年度で、昭和 53 年度に終了している。約 15 年前に前所有者の■■■■■が無償で転用事業者に貸し出し、申請者が相続で取得した後も事業用車両置き場として使用を継続している。令和 4 年中に事務局は状況を把握し、通知も行っていた。県にも相談をしており、県でも除外は止むなしとの回答である。

議長 議第 33 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

17 番 昨年の 1 月頃に私の方でも、違反状況について転用事業者に問い合わせ

をおこなっていた。その時点では、土岐の行政書士に転用手続きの書類を提出したとの事であった。しかしながら 1 年という期間が過ぎてしまった。

現地も確認し、転用事業者に違反であることを伝えていた。

車両が入ってはいるが、周辺に迷惑をかけるという状態ではない。

事務局 補足ですが、農振除外の受付が年に 1 回で 10 月のみであるため、申請までの期間が空いたという経緯である。

議長 他に発言はないか。

10 番 転用事業者が勝手に埋め立てていたという事か。

17 番 車両が入ってはいるが、埋め立てを行っているわけではない。

議長 市と地元農業委員には色々と動いてもらった。本来であれば、このような事はできないはず。昔の事なので、疎かになっていた部分もある。他に発言はないか。

8 番 長い期間、違反状態が続けば許されるという前例ができてしまうというのは問題だ。

議長 こういった傾向が確認できたらすぐに対処を行って、報告をしてもらいたい。再発防止に努めていただきたい。他に発言は無いか。

議長 他に発言がないので、議第 33 号について採決を行う。議第 33 号を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(挙手多数)

議長 10 名の賛成挙手により、過半数に達しているので、議第 33 号は承認することに決定する。

議長 次に議第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程する。議第 34 号について事務局より説明願う。

事務局 申請は 2 件。申請番号 1 所有権移転、譲渡人、■■■■■■■■

■丁目■■-■、■■■■■■。譲受人、■■■■■■丁目■■、■■■■■。
土地は、■■■■■■■■■■-■、登記簿地目は田、現況も田、286㎡。
譲渡人が農業を行わないため、譲受人が宅地と隣接する農地を購入して営農する。

議長 議第 34 号の事案 1 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

事務局 市街化調整区域であるが面積要件も無く、売買に問題は無い。

11番 今までは誰が管理を行っていたのだろうか。柿の木は元々あったものか。

議長 他に発言はないか。

議長 他に発言がないので、議第 34 号の事案 1 について採決を行う。議第 34 号の事案 1 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

議長 全員挙手により、議第 34 号の事案 1 は承認することに決定する。

議長 続けて議第 34 号の事案 2 について、地元委員から意見があれば発言願う。

3 番 地上権の更新がされるだけの事。現地を見る限り、榊はあまり成長していない様子である。

議長 他に発言はないか。

10 番 この榊は、商品になるよう綺麗なものであるのか。

3 番 現時点ではそこまでの物になってはいない。

事務局 ここの榊は 3 年前に植付けを行ったが、収穫できる様になるまでに 7 ～ 8 年ほどの期間を要する。しかし、順調に成長しているとは言い難いので、それまでには、なんとか対応をしてもらうよう要請していく。

11 番 やはり手入れをしなければならない。植えたままは良くない。

8 番 枯れた榊については、植えなおしを行っている様子である。ただ、土壌が良くない事と、草刈りの頻度が少ないと思う。

事務局 国でもきちんと収穫ができない様であれば、許可を取り下げるという方向へ向かうと思われる。申請してきた行政書士にはその事も伝えており、きちんとやってもらうよう依頼している。

11 番 許可の取り下げになったとして、また土地が荒れてしまうとすると、それはそれで問題だと言える。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 34 号の事案 2 について採決を行う。議第 34 号の 2 を承認することについて、賛成の委員は挙手願う。

(举手多数)

議長 挙手多数により、議第 34 号の事案 2 は承認することに決定する。

議長 次に議第 35 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を上程する。議第 35 号について事務局より説明願う。

事務局 申請番号 1 賃貸借権、賃貸人、■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■。貸借人、■■■■■■■■■■丁目■■■、(株)■■■。土地は、■■■■■■■■■■番、登記簿地目は田、現況も田、 $1,517 \text{ m}^2$ （内 0.13 m^2 ）及び■■■■■■■■■■番、登記簿地目は田、現況も田、 $1,393 \text{ m}^2$ （内 0.11 m^2 ）。34号の事案2と関連するもので、3年の更新を行うもので、太陽光パネルの支柱部分について、賃貸借権の設定を行うもの。

議長 議第 35 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

3番 先ほどと同様である。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第 35 号について採決を行う。議第 35 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 35 号は承認することに決定する。

議長 次に報第 24 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 24 号について事務局より説明願う。

事務局 報第 24 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を
受理した事を報告する。

申請番号 1、所在地は、■■■■丁目■■-■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積 258 m²。申請人は■■■■■■■■■■丁目■■、■■■■。転用目的は一

般個人住宅。■■氏は所在地の1/4が持ち分で、その部分での届出となる。すでに埋め立てを行っており、始末書が提出されている。

議長 報第20号は専決事項のため、議決事項ではないが、発言があれば挙手を願う。

委員 (委員発言なし)

議長 発言がないようなので、報第24号を終了する。

議長 次に報第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程する。報第25号について事務局より説明願う。

事務局 報第25号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を受理したことを報告する。

申請件数5件。申請番号1、使用貸借権、所在地は、■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況は畑、面積264㎡。賃貸人は、■■■■■■■■■■丁目■■■-■、■■■■■■、貸借人は、■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■■、転用目的は一般個人住宅。

申請番号2、所有権移転、所在地は、■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積258㎡。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■■番■■号、■■■■他1名、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■■、転用目的は一般個人住宅。

申請番号3、所有権移転、所在地は、■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は田、現況は雑種地、面積258㎡。譲渡人は、■■■■■■■■■■丁目■■■-■、■■■■■■、譲受人は、■■■■■■■■■■丁目■■■、■■■■■■、転用目的は一般個人住宅。

申請番号4、使用貸借権、所在地は、笠原町上原1036-23、登記簿地目は畑、現況も畑、面積295㎡。賃借人は、■■■■■■■■■■-■、■■■■■■、賃借人は、■■■■■■■■■■■■■■■■-■、■■■■。転用目的は一般個人住宅。

申請番号5、所有権移転、所在地は、■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積298㎡。■■■■丁目■■■-■、登記簿地目は畑、現況も畑、面積301㎡。計2筆599㎡。譲渡人は、■■■■■■■■■■■■■■■■-■■■、■■■■■■(19-3)、続けて■■■■■■■■■■■■■■■■-■■■■、■■■■■■(19-4)、譲受人は、■■■■■■■■■■■■■■■■丁目■■■、(株)■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、転用目的は宅地造成。

議長 報第 25 号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

10 番 現地は整地済みとなっていた。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第 25 号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

(発言なし)

議長 発言が無いのでこれで終了する。事務局から連絡事項を願う。

事務局 1 月 19 日農業委員農地利用最適化推進大会の参加者確認
次回の総会開催日は、1 月 31 日水曜日の午後 4 時から。場所は本庁舎 4 階会議室にて開催する。
懇親会開催のお知らせ

以上。

(閉会 午後 2 時 50 分)

事 務 局

事務局長	前田	剛
課長代理	柳生	芳憲
主 査	岡田	聡

令和 5 年 12 月 20 日

議事録署名

12 番

14 番

議長